

令和 6 年 1 1 月

第 1 8 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 飯塚 秀行

署名委員 小櫃 敏文

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会 長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主 事	係
令和 6 年 1 2 月 1 6 日 供覧の上、公開してよいか伺います。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	事務局主査

第 18 回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第 8 号

下記について付議するため、11 月 27 日（水）午前 10 時 00 分、川口緑化センター 3 階 会議室 1 に、第 18 回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第 1 号議案	農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 2 号議案	租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者の認定について
第 3 号議案	生産緑地法第 10 条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	1 番 森 京子	2 番 飯塚 秀行	3 番 小櫃 敏文
4 番 山岡 佐智子	5 番 豊田 満	6 番 中田 裕子	8 番 沖田 保
9 番 伊藤 勝博	10 番 中山 正二		

3 欠席農業委員

会長職務代理者 前田 健造

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 佐藤 武弘 事務局次長 吉田 浩司 農地係長 大塚 俊之

6 開会

午前 10 時 00 分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、2 番 飯塚 秀行、3 番 小櫃 敏文を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

- (1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。
- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1) 議長は第1号議案No.1を上程し、説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1は、蕨市中央2丁目のかたから、八幡木2丁目のかたへ、農地の所有権を移転する議案です。

申請地は、神根支所から西に100mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、1筆、986㎡でございます。

本件は、譲受人が、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在、市内外に所有している農地は全て耕作されており、申請地ではウメ等の植木を栽培するという点であり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから該当しません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、該当しません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、該当しません。

権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、常時従事していると認められる日数は年間150日以上となります。現在、譲受人、妻、子など世帯員7人でのべ年間1,150日従事するとともに、1人の従業員を雇用し、申請地以外の農地では、ネギ、ジャガイモ、ダイコン等の野菜やウメ等の植木を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので該当しません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、該当しません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、支障はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われまふ。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 3) 議長は第1号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した
- 4) 議長は第1号議案No.2を上程し、説明を求めた。
- 5) 地区担当委員は、次のように説明した。

「No.2は、神戸のかたから、神戸のかたへ、農地の所有権を移転する議案です。詳細については、事務局から説明願ひます。」

- 6) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「申請地は、川口中央インターチェンジから北東に400mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、2筆、1,041㎡でございます。

本件は、譲受人が、経営規模の拡大を図るため、申請地を取得するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在、市内外に所有している農地は全て耕作されており、申請地ではハナミズキ、モミジ、サルスベリ等の花木を栽培するということであり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから問題ありません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、問題ありません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、問題ありません。

次に権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、常時従事していると認められる日数は年間 150 日以上となります。現在、譲受人、その母の 2 人で、のべ年間 200 日従事し、申請地以外の農地では、ギボウシ、タマリユウ等の下草(したくさ)を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので問題ありません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、賃借人等は存在しませんでしたので、問題ありません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、問題はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

7) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局職員と現地を確認して参りました。内容については、ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

8) 議長は第 1 号議案No.2 について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

(3) 第 2 号議案 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による適格者の認定について

1) 議長は第 2 号議案を上程し、説明を求めた。

2) 地区担当委員は、次のように説明した。

「本件は、枝物を栽培し兼業農家を営む、江戸 1 丁目のかたからの申請です。詳細については、事務局から説明願います。」

3) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「農業を営んでいた被相続人の方から農地を相続し、農業を引き続いて行う相続人の方が、納税猶予の特例を受けるため、本件の申請を行ったものでございます。

申請人の自宅は、新郷南小学校から北西側の道路を挟んで向かいに位置しており、申請地は自宅に隣接した 5 筆、計 2,716.75 m²でございます。

申請人は、18 歳の頃から 50 年以上農作業に従事しており、クレマチス、シャクヤク、モモ等の枝物を栽培しております。

現在の年間従事日数は 250 日で、妻の 250 日、子の 250 日、子の妻の 150 日と併せて世帯で、延べ 900 日でございます。

ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

4) 議長は地区担当委員に補足説明を求めた。

「先日、事務局と一緒に現地調査して参りました。ただいまの事務局からの説明のとおり相違ありませんので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

5) 議長は第 2 号議案No.1 について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

(4) 第 3 号議案 生産緑地法第 10 条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は第 3 号議案を上程し、説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、野菜を栽培し兼業農家を営む、さいたま市桜区西堀8丁目のかたからの申請です。

申請人の自宅は、申請地から北西に10kmほどの所に位置しており、申請地は、それぞれ辻小学校から北東に600mほどの所に位置した4筆、北東に400mほどの所に位置した3筆、北東に200mほどの所に位置した2筆及び南西に500mほどの所に位置した7筆、計5,996㎡でございます。

買取事由発生人は、15歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和6年10月10日に91歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む9,494.95㎡の農地を、一部は使用貸借で貸付を行いながら耕作しており、買取事由発生人、妻の2人で、エダマメ、ブロッコリー、コマツナ等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申し出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。」

3) 議長は第3号議案について諮ったところ、全員異議なく認定と決定した。

10 連絡事項

・チュウゴクアミガサハゴロモの発生について

11 閉会

午前10時50分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第18回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和6年11月27日

議 長

⑨

署名委員

⑨

署名委員

⑨